

漁獲・養殖証明書の雛形変更について

2017年10月16日
日本商工会議所 国際部

本日、10月16日（月）より、漁獲・養殖証明書の雛形を変更いたします。旧雛形では証明書自体に全船員の名前・国籍を記載する必要がありましたが、新雛形では証明書とは別に保存している船員名簿等の記録を経済連携協定に定められた期間保存し、求めに応じて提供できるのであれば、証明書自体に氏名・国籍を記載しなくて済むよう簡素化しています。

本日より1ヶ月間（2017年11月16日まで）は移行期間とし、この期間の判定依頼（受付日ベース）については、旧雛形での原産性立証も受け付けますが、11月17日（金）以降の判定依頼については、変更後の新雛形での漁獲・養殖証明書のみのお受け付けとなりますのでご注意ください。

記

1. 変更点

	変更前（旧雛形）	変更後（新雛形）
1	-	（新設） 「2. 利用する経済連携協定名」を追加
2	「5. 幹部船員及び乗組員」で船員名簿の記載（船名、幹部船員/船舶職員およびその他乗組員の氏名、国籍、日本国籍取得者数）	（変更）※日メキシコ、日ペルー、日豪、日モンゴル経済連携協定以外の協定で生産水域が公海である場合のみ 「6. 幹部船員及び乗組員（船員要件）」として船員要件の確認（チェックボックスによる記載） ※船員要件確認のため、各経済連携協定における「船員に関する要件」を別紙参考資料として新たに追加
3	-	（新設） 「7. その他（参考資料の添付等）」として、経済連携協定の原産地規則（船舶の定義における船員要件）に合致していることを示す船員名簿等の記録の保存および提供についての誓約（チェックボックスによる誓約）

2. 新旧雛形

<新雛形> http://www.jcci.or.jp/gensanchi/gyokaku_yousyoku.doc

<旧雛形> <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/gyokaku.doc>

3. 移行期間の設定

2017年11月16日（木）判定依頼受付分までの原産性立証には旧雛形の利用も可能。

以上